アーチェリー競技実施要領（身体）

１．競技規則

令和８年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（公益財団法人日本パラスポーツ協会制定）によるもののほか、この要領の定めるところによる。

２．競技種目

（１）競技種目は男女とも次のとおりとする。

ア　５０ｍ・３０ｍラウンド（５０ｍ・３０ｍ）

イ　３０ｍダブルラウンド（３０ｍ・３０ｍ）

（２）部門はリカーブ部門とコンパウンド部門とする。

３．競技方法

（１）１標的２名（Ａ・Ｂ）の１立制とし、３射ごとに採点・矢取りを行う。

（２）行射時間は３射２分とする。

（３）看的･矢取りが困難な競技者は、競技運営主管団体に委任することができる。

（４）リカーブ部門は50m30mとも全寸法の80cm標的面を使用する。コンパウンド部門の障害区分１以外は50m30mとも６リング標的面を使用する。（コンパウンド部門の障害区分１では50mは全寸法の80cm標的面を30mは６リング標的面を使用する。）

（５）椅子使用の競技者の椅子は、背もたれや肘掛を含め、座面より上に体を支える構造があってはならない。

（６）車いすの競技者は、足やフットレストを地面につけてはならない。

（７）障害区分１（第８頚髄まで残存）、障害区分３（上肢障害）の競技者はリカーブ部門において、審判長の承認を得て手に補助具（リリースエイド等の発射装置）を使用することができる。

また、障害区分１及び障害区分３以外の競技者で上肢にも障害があり、補助具を使用しないと行射できない競技者も、審判長の承認を得れば使用することができる。

４．用具

競技に必要な用具は、競技者が各自用意し、当日用具検査を受けたものを使用する。

５．服装等

（１）競技時の服装は、競技規則に準じたものとする。

（２）番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを競技者の背部または車いすの後方に取り付け、競技中は常にシューティングライン後方から見えなければならない。指定の場所への表示が難しい場合は、別途指示する。

６．開始式・表彰式

（１）開始式は、競技開始前に競技会場で行う。

（２）表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

７．アシスタント

（１）障害区分１または特別な事情のある競技者は、アシスタントを１名つけることができる。競技者の介助を行うものは申込時に申請して許可を得ること。

（２）アシスタントは必要に応じてシューティングライン(SL)まで入場することができる。

（３）競技者に対する助言は認めない。ただし、用具に重大な異常が生じていることを告げる場合を除く。

（４）アシスタントの違反行為は、すべて競技者の違反行為とみなす。

８．その他

（１）３０ｍの標的競技の経験者以外は危険なので出場できない。
グリーンバッヂ(安全バッヂ)所持者が望ましい。

（２）競技会場においては、競技中のみならず係員の指示に従うこと。